

大妻女子大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規

平成22年2月19日 制定

(論文題目の提出)

- 第1条 大妻女子大学学位規程（昭和47年4月1日制定。以下「学位規程」という。）第3条の規定に係る修士論文の審査を申請しようとする者は、修士論文審査の申請年度の5月末日までに、修士論文題目届を指導教員、専攻主任を経て研究科長に提出するものとする。
- 2 修士論文題目を変更するときは、修士論文審査の申請年度の9月末日までに、修士論文題目変更届を指導教員、専攻主任を経て研究科長に提出するものとする。
- 3 大妻女子大学大学院学則（昭和47年4月1日制定）第12条ただし書きに基づき在学期間を短縮できる者に係る論文題目に関する事項は、別途定める。

(論文概要の提出)

- 第2条 修士論文の審査を申請しようとする者は、修士論文作成の中間報告として、修士論文審査の申請年度の10月末日までに、修士論文概要届及び修士論文概要（400字程度）1部を指導教員、専攻主任を経て研究科長に提出するものとする。

(論文審査の申請)

- 第3条 修士論文の審査を申請する者は、修士論文審査の申請年度の1月下旬の指定された日時に、修士論文審査申請書及び修士論文1篇3部（正本1部・副本2部）を指導教員、専攻主任、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 前項に定める提出時期に提出しない者の修士論文審査申請書等は、受理しない。ただし、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て受理することがある。
- 3 修士論文の審査のために必要があるときは、修士論文の訳文その他関係資料を提出させることがある。

(論文審査委員会)

- 第4条 学位規程第8条第2項の規定に基づき、研究科長は、指導教員を含めた3名以上の修士論文審査委員（以下「審査委員」という。）で組織する修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、審査委員のうちから主査1名及び副査2名を決定する。
- 3 主査及び副査は、本学修士課程の論文指導担当の教授、准教授でなければならない。ただし、副査には副指導教員を含めることもできる。
- 4 審査委員会は厳正な学位審査体制を確立し、いかなる金品の授受も行ってはならない。

(論文審査及び最終試験)

- 第5条 審査委員会は、修士論文審査及び最終試験を行う。
- 2 審査委員会は、前項の修士論文審査の一環として、修士論文発表会を公開で開催し、修士論文の審査を申請した者は、この場において、修士論文の内容を説明し、出席者との間に質疑応答を行う。
- 3 審査委員会は、修士論文審査の結果、その内容が著しく不相当と認めるときは、最終試験を行わないことができる。
- 4 修士論文及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評価をもって表す。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

- 第6条 審査委員会は、修士論文審査及び最終試験が終了したときは、学位規程第11条の規

定に従い、その結果を研究科教授会に文書で報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に該当する場合は、研究科教授会への報告に際し、最終試験の結果の要旨を添付することを要しないものとする。

(学位授与の可否の審議)

第7条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。

(学長への報告)

第8条 研究科長は、前条の審議に基づき、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

- 2 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(書類の様式)

第10条 修士論文審査等に要する書類の様式は、別記のとおりとする。

(本内規の改廃)

第11条 本内規の改廃は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 「大妻女子大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規」(昭和48年11月8日制定)は、平成22年3月31日をもって廃止する。
- 3 この内規の施行の際、平成21年度以前に入学し、現に在学中の者に係る修士の学位審査に関する事項については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行の際、平成30年度以前に入学し、現に在学中の者に係る修士の学位審査に関する事項については、なお、従前の例による。

附 則 (令和5年11月30日 人間文化研究科代議員会)

この内規は、令和6年4月1日から適用する。

◇ 第1条第1項関係

修士論文題目届

年 月 日

人間文化研究科長 殿

人間文化研究科 専攻
年度 入学

学籍番号

氏 名	
-----	--

論文題目

概 要

指導教員名

◇ 第1条第2項関係

修士論文題目変更届

年 月 日

人間文化研究科長 殿

人間文化研究科 専攻
年度 入学

学籍番号

氏 名	
-----	--

論文題目

概 要

指導教員名

◇ 第2条関係

修士論文概要届

年 月 日

人間文化研究科長 殿

人間文化研究科 専攻
年度 入学

学籍番号

氏 名	
-----	--

論文題目	
提出書類	論文概要 1部

指導教員名

◇ 第3条第1項関係

修士論文審査申請書

年 月 日

大妻女子大学長 殿

申請者
人間文化研究科 専攻
年度 入学

学籍番号

氏 名	印
-----	---

大妻女子大学学位規程第3条の規定に基づき、下記のとおり修士論文を提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

論文題目	
提出書類	修士論文 1冊 3部

指導教員名

	印
--	---

